

社会福祉法人アップルメント
(役員及び評議員等報酬規程)

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人アップルメントの役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬費を支払うことができる。
なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬費はこれを支払わないものとする。

	報 酬 (1回につき)
理事会出席報酬等	12,600円

2 理事報酬は年間総額45万円とする。

3 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬費を支払うことができる。

	報 酬 (1回につき)
評議員会出席報酬等	12,600円

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬費を支払うことができる。

2 理事が、理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬費を支払うことができる。ただし、理事が職員と兼務がない場合においてのみ支払うことができるものとする。

3 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬費を支払うことができる。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

旅 費	宿泊費（日額）	報酬（日額）	そ の 他
実 費	12,000 円	5,000円	実 費

- 2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。
- 5 評議員選任・解任委員についても役員等報酬規程を適用する。

（兼務役員）

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

（報酬等の支給方法）

第7条 役員及び評議員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度支給する。

2 報酬等は、法の定めるところにより控除すべき金額及び本人からの申し出があった場合には控除して支給する。

（公表）

第8条 この規定は、社会福祉法第59条の2第3項に規定する報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第9条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

（補則）

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

附 則

この規程は、平成29年 1月 10日より適用する。

附 則

この規程は、平成29年 12月 8日より適用する

別表 1

名 称	報 酬
理 事 長 業 務 報 酬 等 (日 額)	1 2, 6 0 0 円
理 事 及 び 評 議 員 業 務 報 酬 等 (日 額)	1 2, 6 0 0 円
監 事 監 査 指 導 報 酬 等 (日 額)	1 2, 6 0 0 円